

# 当別町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

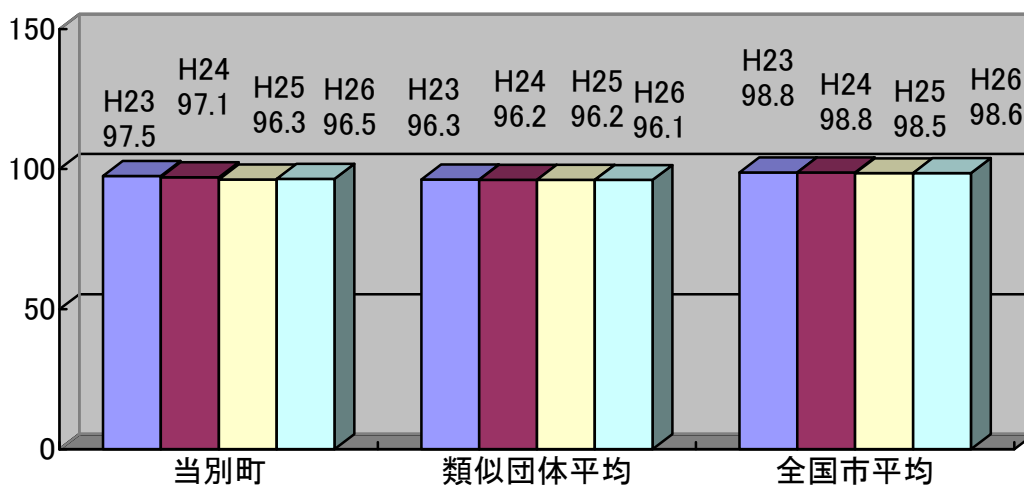
区 分	住民基本台帳人口 (25年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 17,986	千円 8,106,579	千円 169,488	千円 1,634,577	% 20.16	% 20.25

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 173	千円 638,374	千円 122,778	千円 231,084	千円 992,236	千円 5,735	千円 5,501

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

##### ① 給料表の見直し

[未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表については、平成28年4月からの実施。また、激変緩和のための経過措置として実施後2年間現給保障を行う。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(26年4月1日現在)

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
当別町	42.8歳	316,800円	379,929円	355,252円
北海道	45.4歳	333,403円	400,662円	377,386円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	42.3歳	313,860円	360,066円	339,480円

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況(26年4月1日現在)

区分	当別町	北海道	国	
一般行政職	大学卒	172,200円	170,716円	172,200円
	高校卒	140,100円	139,258円	140,100円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(26年4月1日現在)

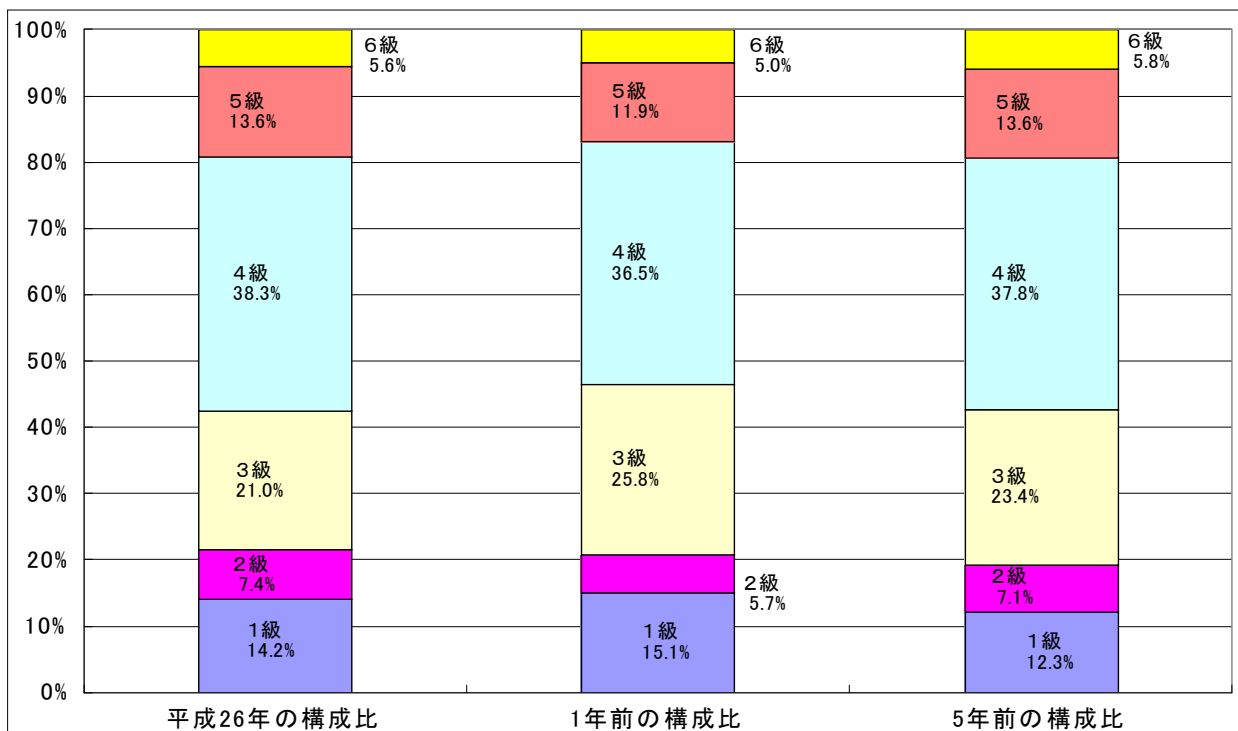
区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	231,320円	337,273円	382,560円	394,420円
	高校卒	214,020円	292,525円	349,250円	380,400円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う職務	23人	14.2%	123,600円	244,900円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	12人	7.4%	187,700円	308,000円
3級	主任の職務	34人	21.0%	224,600円	359,800円
4級	1 主幹の職務 2 係長又は主査の職務	62人	38.3%	263,500円	388,300円
5級	1 課長の職務 2 会計管理者の職務	22人	13.6%	290,700円	400,600円
6級	部長の職務	9人	5.6%	322,100円	422,600円

- (注) 1 当別町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成19年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級を統合し新給料表の1級とし、旧給料表の4級、5級及び6級を統合し新給料表の3級及び4級に区分し、旧給料表の3級、7級及び8級をそれぞれ新給料表の2級、5級及び6級とした）

#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。  
1年間の勤務成績により最大4号俸昇給。  
(55歳を超える場合は2号俸昇給。)

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

当 別 町	北 海 道	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,340千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,521千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

病気休暇等により一定期間以上勤務実績のない職員以外について、一律の成績率を適用。

### (2) 退職手当(26年4月1日現在)

当 別 町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 21.62月分 27.025月分 勤続25年 30.82月分 36.57月分 勤続35年 43.7月分 52.44月分 最高限度額 52.44月分 52.44月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~30%加算) 1人当たり平均支給額 21,791千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 21.62月分 27.025月分 勤続25年 30.82月分 36.57月分 勤続35年 43.7月分 52.44月分 最高限度額 52.44月分 52.44月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 特殊勤務手当(26年4月1日現在)

(注) 特殊勤務手当は平成19年4月1日をもって全廃した。

### (4) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	47,093千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	250千円
支給実績(24年度決算)	46,118千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	245千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。



## 5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	850,000 円 ( ) 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 854,000 円 / 399,000 円	
	副 市 町 村 長	700,000 円 ( ) 円)	700,000 円 / 409,200 円	
報 酬	議 長	310,000 円 ( ) 円)	420,000 円 / 230,000 円	
	副 議 長	260,000 円 ( ) 円)	360,000 円 / 180,000 円	
	議 員	240,000 円 ( ) 円)	345,000 円 / 157,000 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(25年度支給割合) 3.3 月分		
	副 市 町 村 長	※町長20%、副町長10%支給額より削減して支給		
退 職 手 当	議 長	(25年度支給割合) 4.2 月分		
	副 議 長 議 員	※10%支給額より削減して支給		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 町 村 長	85万円×在職年数×5.126	17,428,400円	任期毎
	備 考	70万円×在職年数×3.234	9,055,200円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

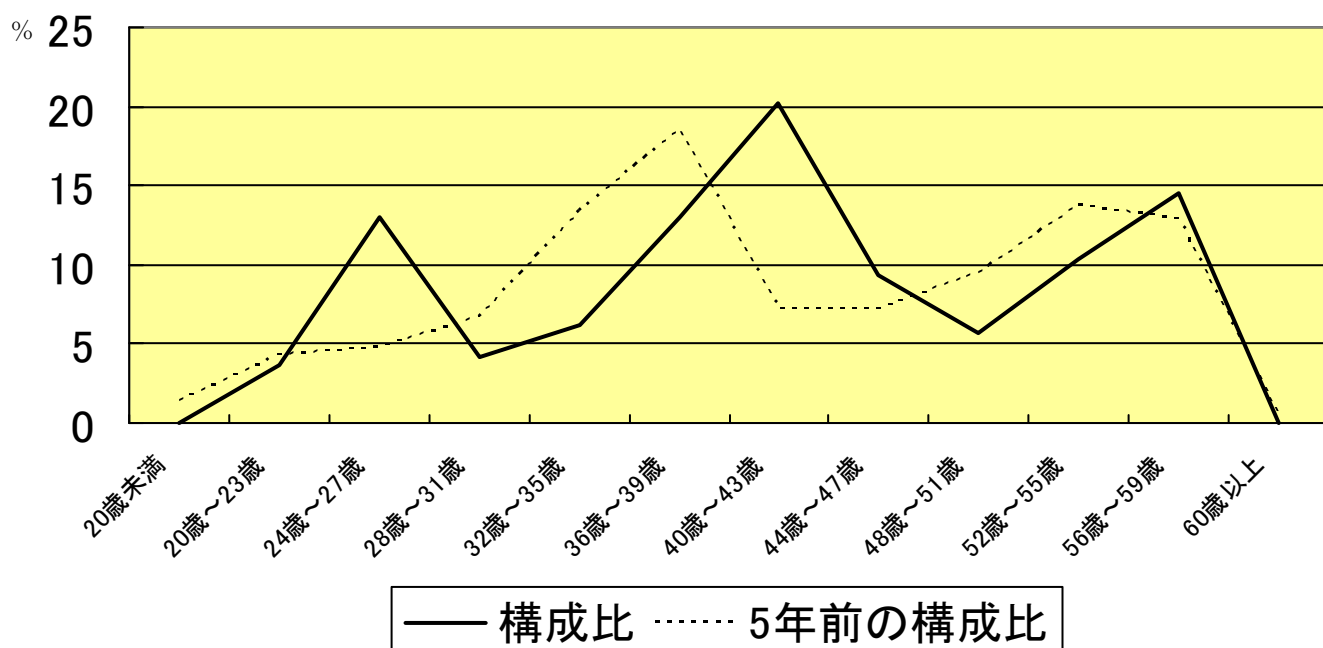
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	議 会	3	3	0	
	総 務	55	56	1	総務一般業務・住民関連業務減△2 企画開発業務・広報広聴増3
	税 務	16	14	△2	課統合による
	農林水産	14	13	△1	農林関係業務減
	商 工	6	7	1	商工業務増
	土 木	15	15	0	
	民 生	31	30	△1	保育所の縮小
	衛 生	14	15	1	衛生一般業務増
	計	154	153	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 85.06人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 70.03人)
	教育部門	20	21	1	教育一般業務増
小 計	174	174	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 96.74人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 89.01人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	6	6	0	
	下 水 道	5	5	0	
	そ の 他	10	9	△1	介護保険関係業務減少
	小 計	21	20	△1	
合 計	195 [ 270]	194 [ 270]	△1 [ 270]	<参考> 人口1万人当たり職員数 113.45人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	7人	25人	8人	12人	25人	39人	18人	11人	20人	28人	0人	193人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		162	157	160	156	154	153	△9 (△5.5%)
教育		24	24	20	20	20	21	△3 (△12.5%)
普通会計計		186	181	180	176	174	174	△12 (△6.4%)
公営企業等会計計		24	23	21	21	21	20	△4 (△16.6%)
総合計		210	204	201	197	195	194	△16 (△7.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。



## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	838,779	△347,179	25,658	3.05	13.19

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 7,277 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)000平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	5	20,922	4,009	8,004	32,935	6,587	6,123

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
当別町	41.75 歳	266,100 円	471,173 円
団体平均	45.0 歳	369,422 円	571,146 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

当 別 町	当別町 (一般行政職)
1人当たり平均支給額 (25年度) 1,247 千円	1人当たり平均支給額 (25年度) 1,340 千円
(24年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

当 別 町			当 別 町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（3%～30%加算）			定年前早期退職特例措置（3%～30%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
0 円			21,791 千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

（注）特殊勤務手当は平成19年4月1日をもって全廃した。

エ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	973 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	195 千円
支給実績（24年度決算）	1,055 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	132 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（25年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）
扶養手当	一般行政職と同じ	同		703 千円	234,500 円
住居手当	一般行政職と同じ	同		406 千円	81,300 円
通勤手当	一般行政職と同じ	同		330 千円	164,930 円
管理職手当	【課長職】給料月額13%	同		572 千円	572,338 円
休日勤務手当	一般行政職と同じ	同		0	0
管理職特別勤務手当	管理職が緊急時に週休日又は休日等に勤務した場合に支給 【課長職】 6,000円 ※勤務時間が6時間を越えたときは上記の金額に150/100を乗じた額とする	同		0	0
寒冷地手当	一般行政職と同じ	同		504 千円	83,950円